

知名町認定こども園のあり方に関する提言

令和5年5月

知名町認定こども園あり方検討委員会

2 在り方検討委員会設置の背景

これまで知名町では、「知名町行財政改革大綱」に基づき、様々な行政課題に積極的に取り組み、行財政運営の健全化を図ってきました。保育行政においては、公立の保育所3園、幼稚園5園について一元化・統廃合を進め、平成29年度からは2つの認定こども園での運営へと変わっています。

しかしながら、進んでいく少子高齢化や人口減少、町民ニーズの多様化など、本町を取り巻く様々な課題に的確に対応し、子や孫が誇れる知名町を実現するためには、今までの行政の在り方をさらに見直し、新たな視点を取り入れた仕組みを構築する必要があります。また、依然として厳しい地方財政の中では、単なる歳出削減のみならず、限られた財源の中で行政サービスの最適化を図り、持続可能な行財政運営を進めていく必要があります。

このような背景から、本町における公立認定こども園の今後のあり方や将来像について広くご意見やご提言をいただき、民間活力の導入も含めた時代に即した公共施設のあり方や方向性を検討し、今後の保育行政に活用するため、「知名町認定こども園あり方検討委員会」を設置いたしました。

2 保育行政をとりまく状況

小泉構造改革以降、民間でできることは民間へという意識が高まる中、平成17年度の国の三位一体改革の一環として、公立保育所に対する運営費の国と県の補助金が廃止され、地方交付税に算定されることとなり、市町村は一般財源により負担する形となりました。民間の保育所に対する運営費については、引き続き国と県の補助金があります。

また、平成18年度には公立保育所が改築等を行う際の施設整備への県からの交付金が廃止となり、全額市町村の負担となりました。一方で、民間の保育所は4分の1を負担すれば、町が4分の1、残りを県が負担する形で施設整備交付金があります。

さらに、民間が参入しやすくなるよう要件緩和等による条件整備も進められ、保育をとりまく環境が大きく変化する中、全国的な流れとして、多くの自治体が民営化に着手しているところです。

3 本町の行財政改革における保育所等の取り組み

年月	こども園	幼稚園・保育所
平成 24 年 4 月		田皆幼稚園 園児数が 5 人以下となり休園
平成 25 年 4 月	認定こども園「きらきら」開園	田皆保育所と田皆幼稚園を統合
平成 28 年 4 月		住吉幼稚園及び上城幼稚園を認定こども園「きらきら」に統合
平成 29 年 4 月	認定こども園「すまいる」開園	知名幼稚園及び下平川幼稚園、知名保育所、下平川保育所を統合

4 審議経過

●令和 4 年 10 月 12 日 第 1 回知名町認定こども園あり方検討委員会

【協議事項】

- (1) 委員長、副委員長の選任について
- (2) 知名町の行政改革について
- (3) 知名町の保育行政の現状と課題について
- (4) 民営化のメリット・デメリット及び公立の役割について
- (5) 保護者アンケート案について
- (6) 今後のスケジュールについて
- (7) その他

●令和 4 年 12 月 19 日 第 2 回知名町認定こども園あり方検討委員会

【協議事項】

- (1) 知名町の人事について
- (2) 知名町の財政について
- (3) 保護者アンケート結果について

●令和5年5月1日 第3回知名町認定こども園あり方検討委員会

【協議事項】

- (1) 保護者説明会の結果報告について
- (2) 知名町認定こども園のあり方の提言案について
- (3) その他

5 提言

検討委員会は、「子どもの最善の利益」を念頭に置き、町の保育をめぐる環境を分析し、認定こども園のあり方について慎重に審議・検討を行った。

その結果、限られた財源や人員の中であっても、特色ある教育・保育サービスの維持、充実を図ることが大切であると再確認し、さらに、町全体の教育・保育の質を向上させていくために、町立認定こども園の民営化が必要であるとの認識に至った。認定こども園「きらきら」については基本的に民営化することが望ましい。ただし、民営化を推進する上で、保育環境の確保等について子どもの視点に立った最も望ましい姿との乖離がある場合は、より慎重な再検討を行うこと。

6 提言の理由

- ・三位一体改革以降の民間活力の活用の趣旨に沿うもので、民間の発想によるサービス向上が期待できること。
- ・県内の状況は大多数が民営であり、平成の大合併以降、年々民営化が進んでいること。
- ・施設の更新（建て替え）に際し、民間で実施すれば補助金の対象事業となり、保育環境の整備促進が期待できること。
- ・民間で経営した場合、国県の運営補助もあるため、町の財政負担軽減にもなる。また、児童数確保のためにサービス内容の充実や、園のPRについて努力しており、町及び民間同士の切磋琢磨により、結果として町全体の保育の質の向上が期待できること。
- ・町（行政）が運営に関与し、官民共同で保護者の皆様が安心して預けられる、子どもたちが安心して保育を受けることができる体制・環境を整えられるように努めることが期待できること。

7 付帯意見

<民営化に関する周知説明について>

- ・認定こども園「きらきら」については、民間になったらどう変わるのか、あるいは変わらないのか、保護者に丁寧に説明をし、不安を解消するように努めること。
- ・議会についても、民営化について説明の場を設けること。

<譲渡先の選考について>

- ・譲渡先については、町内の社会福祉法人を第1候補とすること。
- ・確実に適切な量の保育士が配置できる社会福祉法人を選定すること。
- ・受け入れの社会福祉法人事業所の募集にあたっては、これまでの実績を十分考慮のうえ、判断基準を明確にし、選定にあたっては、町役場執行部だけで決定するのではなく、有識者等を交えた選定委員会を設置すること。

<移行の体制等について>

- ・環境の変化による子どもへの配慮と保護者への十分な説明を行うことを最優先とした上で、町と事業者との引継ぎはその体制や内容について万全を期すること。
- ・移行準備期間中には、町と事業者が合同で保育にあたる期間を設ける等、子どもたちが移行後の職員に早く慣れるように配慮すること。
- ・移行後の園へ継続入所を希望する場合や、転園を希望する場合のいずれについても優先的に入所できるよう配慮すること
- ・保育士に関しては、移行先での勤務を希望する場合は、継続して勤務できるよう事業者と協議する等、その身分保障について、最大限の配慮を行うこと。

<民営化後の園のあり方について>

- ・保育の質の向上のための研修会等への参加に努めること
- ・子どもたちのために最低限の設備は整備を行うなど、子どもたちの保育（養護・教育）を保障すること。

<その他>

・心身障がい児の保育にも十分な保育が実施できるようにすること。

8 知名町認定子ども園あり方検討委員会名簿

番号	氏名	役職名	備考
1	赤地 邦男	知名町副町長	委員長
2	田中 幸太郎	知名町教育長	
3	根釜 昭一郎	知名町議会総務文教常任委員会 委員長	
4	前田 真由美	認定こども園きらきら園長	
5	入来 ゆかり	認定こども園すまいる園長	
6	池邨 昭二	認定こども園きらきら保護者会長	子どもの保護者
7	立山 沙保里	認定こども園きらきら保護者会副会長	子どもの保護者
8	白川 孝志	田皆字区長	
9	田畑 圭一	学識経験者	
10	野村 さみ子	学識経験者	